

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の一部を改正する法律案について

背景

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要。

(1) 不適正処理への対応等のための措置

報告徴収及び立入検査権限の拡充（廃棄物であることの疑いのある物についての報告徴収及び立入調査権限の創設等）

不法投棄等に係る罰則の強化（不法投棄等の未遂罪の創設等）

国の責務の明確化（国の責務として、広域的な見地からの地方公共団体の調整、職員の派遣を明文化）

廃棄物処理業等の許可手続の適正化（欠格要件に該当することとなった者等の許可の取消しの義務化、欠格要件の追加）

事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の策定等

(2) 効率的な廃棄物処理の確保等のための措置

廃棄物処理業の許可に係る特例制度の整備（一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例制度の創設）

廃棄物処理施設の設置許可規制の合理化（設置許可を受けている産業廃棄物処理施設について、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合において、届出により一般廃棄物処理施設の許可を不要とする特例制度の創設）

廃棄物処理施設整備計画の策定